

南北経済交流の法的諸問題 ——南北間の合意書を中心に——

三 村 光 弘¹⁾ (助環日本海経済研究所)

はじめに

2000年6月15日の南北共同宣言は、南北朝鮮の関係を「国の統一問題を、その主人であるわが民族同士が、互いに力を合わせて自主的に解決する」主体として規定し、お互いが「経済協力を通じて、民族経済を均衡的に発展させる」関係であると宣言した。その後、南北交流、特に離散家族問題の解決と経済交流の活性化の期待が大韓民国（以下、韓国）を中心として大きく膨らんだ。同時に、朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）の体制へのさめた目も存在した。南北経済交流を実際に行っていくためには、整備しなければならない社会的条件が多く存在している。

本発表では、このような社会的条件のうち、南北経済交流に関連する法的諸問題のうち、南北共同宣言後に南北間で合意された経済関連の4つの合意書を中心として、その意義を明らかにすると共に、4つの合意書の内容について若干の分析を行う。

1. 南北朝鮮の経済交流を規定する、規範性を有する文書

まず、南北朝鮮の経済交流を規定する規範性を有する文書を簡単に紹介することとする。

(1) 韓国の国内法

南北経済交流に関連する韓国の国内法は多岐にわたる。韓国では、日本と同じく、すべての商取引や行政は法律の規定によって行われるシステム

が確立している。このため、南北経済交流についても、民法、商法その他の法規が適用されることはいうまでもない。南北経済交流に特化した法規には次のようなものが存在する。

- * 南北交流協力に関する法律
(1990. 8. 1 法律第4239号)
- * 南北交流協力に関する法律施行令
(1990. 8. 9 大統領令第17398号)
- * 南北交流協力に関する法律施行規則
(1990. 11. 9 総理令第371号)
- * 南北交易物品通関規定
(1994. 2. 5 関税庁告示第94-861号)
- * 南北経済協力事業処理に関する規定
(1994. 12. 1 統一院告示第94-2号)
- * 南北社会文化協力事業処理に関する規定
(1997. 6. 27 統一部告示第97-2号)

その他、関連の行政法規が所管の部より出されている。

(2) 共和国の国内法

南北経済交流に関連する共和国の国内法は、共和国では日本と異なり、すべての商取引や行政を網羅する法律が整備されていない。このため、南北経済交流についても、韓国のように多くの関連する法律・法規が存在するわけではない。

共和国で南北経済交流に関連する法律・法規には次のようなものが存在する。

- * 貿易法
- * 加工貿易法
- * 外国投資企業及び外国人税金法など

1) mimura@erina.or.jp <http://www.asianlaw.jp/>

- * 民法、外国為替管理法などの一般法令（ただし、韓国に比べて法令によって規定されている事項が少ない）

なお、共和国では1999年の対外経済関係法の改正により外国人投資法や羅津・先鋒経済貿易地帯法、合弁法、合作法、外国人企業法などから「共和国領域外に居住している朝鮮同胞」概念が削除された。これにより、これらの法律から韓国人の投資を規定すると解釈できる条項はなくなった。

(3) 南北間の協定・合意書・宣言等

南北経済交流に関連する南北間の協定・合意書・宣言には以下のようなものが存在する。

- * 南北共同宣言（2000. 6. 15）
- * 南北間の投資保障に関する合意書（2000. 12. 16）
- * 南北間の所得に対する二重課税防止の合意書（2000. 12. 16）
- * 南北間の商事紛争解決手続に関する合意書（2000. 12. 16）
- * 南北間の清算決済に関する合意書（2000. 12. 16）

南北共同宣言を除く、4つのものが、本報告で主に扱う「4つの合意書」である。南北共同宣言以前のものとしては、以下のようなものが存在する。

- * 南北間の和解と不可侵および協力、交流に関する合意書（1991. 12. 13）
- * 「南北間の和解と不可侵および協力、交流に関する合意書」の「第3章交流・協力」の履行と遵守のための付属書簡（1992. 9. 17）
- * 南北閣僚級会談分科委員会構成・運営に関する合意書（1992. 2. 19）
- * 南北交流・協力共同委員会構成・運営に関する合意書（1992. 5. 7）

これらの合意書は、南北経済交流の内容そのものを規定するわけではないが、南北間の実務接触の方法や内容を規定するものとして、重要な規定

である。

2. 南北間の協定・合意書・宣言等に注目する理由

南北経済協力において、上述した南北間の協定・合意書・宣言等に注目するのは、以下の理由からである。

- * 共和国に南北間の経済交流関係を規定する基本法（韓国の南北交流に関する法律に相当するもの）がない。
- * 共和国の対外経済関係法、特に直接投資関連法規には、韓国からの投資に関連する条項がない。

今回取り扱う4つの合意書は、「外国人投資法」など、外国人や在外朝鮮人の投資を規定する法律に相当する内容であるといえる。

また、これら4つの合意書締結の意義としては、以下をあげることができる。

- * 南北間での経済協力を法的に解決するための措置
- * 形態は二国間条約に類似→双方の異なる法的空間の調整
- * 従来の韓国→共和国の投資だけでなく、南北相互間の投資について規定＝より進んだ形の経済交流の潜在的可能性
- * 運用における南北関係の緊密化への期待をあげることができる。

3. 合意書の内容と問題点

では、合意書の内容はどうなっているのだろうか。主要な内容は以下のとおりである。

「南北間の投資保証に関する合意書」は南北間での経済協力に関する基本法に代わる原則を設定している。最恵国待遇と同様の待遇を行うことを予定しているが、国民待遇は付与していない。これは南北の社会制度が大きく異なるために、(1)相手側の地域の法律・法規に服したために、自らの側で違法状態が発生する可能性があることや、(2)

特に韓国企業が共和国に投資する場合、服すべき法律・法規が公開されていないため、相手側で予見できない問題が発生するため、であると考えられる。

「南北間の所得に対する二重課税防止の合意書」は一般的に租税条約といわれる国際条約のモデルを、南北の現状に合わせて若干変更したもので、基本的な内容は、主権国家同士で結ばれる租税条約の内容と大差はない。この中でみなし外国税額控除条項が存在することは、相対的に開発の進んでいる韓国から相対的に開発の遅れている共和国への投資の動機付けとなる可能性があり、一見平等に見える南北の現実的な位置の違いを表しているともいえる。

「南北間の商事紛争解決手続に関する合意書」は商事紛争の解決メカニズムとして、仲裁を基本としている。前述したように、南北の社会状況が大きく異なり、一方が他方の司法機関の決定を否定する可能性が高い現状にあって、裁判での問題解決はコストの面からも実質的な効果の面からも問題が多い。このため、仲裁の利用は合理的な選択といえる。

「南北間の清算決済に関する合意書」に規定されている清算決済は、相対的に資金に余裕のない共和国に有利な条件を作り出すであろうが、韓国がこれまでの社会主義国との補償貿易と同じような援助的性格を持った補償貿易を許容する余裕があるとは考えられない。価格決定原則が規定されていないので、北側に有利なメカニズムを設定する可能性はあるが、この決済方式が南北経済交流

の主たる決済方式になるわけではなさそうである。これらの合意書に共通する問題点としては、以下のものがある。

- * 重要事項は、南北閣僚級会談もしくは、それが規定する機関での協議が必要なため、事業が南北間政府レベルの交流推進の状況に大きく左右される。
- * 準国際条約的規定なので、南北双方が合意書条項の誠実な履行に努力しない限り、相手側に履行を強制できない。
- * まだ批准がなされていない→第5回南北閣僚級会談で批准・発効に向けて努力することで合意。

おわりに

以上みてきたように、1990年代に入って、南北間での交流・接触を図るためにさまざまな枠組みが設定されてきた。2000年6月15日の南北共同宣言を境に、これらの枠組みが実際に利用されるようになってきた。次の段階として、南北経済の均衡的發展のための南北経済協力が重要になってきた。その条件作りの一貫として、今回の4つの合意書が署名された。これらの合意書は、南北間で合意されたという事実が重要なだけでなく、今後の経済協力事業の指針となる実質的内容を含んだものである点で、南北共同宣言と一体をなすものともいえる。今後、これらの合意書がどのように執行されていくかを見通す上でも、合意書の内容と関連法規との関係を解明していくことが課題として残っている。

COMMENT

坂田 幹 男 (福井県立大学)

これまで、三村氏の研究は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の憲法を含む法律の分析に集中的に向けられてきた。おそらく、この分野では日本での第一人者といっても過言ではないだろう。

今回の報告は、朝鮮半島における南北経済交流・協力に関する法的側面を中心に、その現状と諸問題を明らかにされた。

三村氏は、とくに、2000年6月の南北首脳会談

の実現を受けて開始された南北閣僚級会談および経済協力推進委員会で合意された投資保証協定、二重課税防止協定、商取引紛争解決手続き、清算決済方式の四項目を取り上げ、その画期的な意義を明らかにされるとともに、併せて未解決の諸問題も指摘された。

評者は、この法律の意義については、三村氏の指摘に同意する。この法律が施行されるならば、南北経済交流は大きく前進することが予想される。しかし、南北での基本合意以後も依然としてその批准は棚上げされている現状が示すとおり、実際に効力を発揮するまでには険しい道のりがある。

南北経済交流は、政治状況の変化によって、これまで幾度かの危機的状況を経験してきた。「政経分離」を原則として打ち出した金大中政権も、経営危機に陥った現代グループの金剛山観光事業を公的資金で救済するなど「政経不分離」のジレンマに陥った。

このように、南北経済交流は、朝鮮半島の政治状況と時々の政権の性格に強く規定されざるを得ないものであり、ときには法律の文言を超越してしまうことさえ、想像に難くない。今後は、北朝鮮が、いかに国際社会で通用するルールの導入に、積極的に対応していくかが注目される。